

就業案内 No.1 (継続的な仕事)

令和6年2月20日現在

就業希望者は各事務所、各担当まで ⇒ 本部 ☎22-4454、 荒川・大滝 ☎54-3123、 吉田 ☎77-0071

裏面もあります「注意事項」をご確認ください

★ 記載の就業日数は現在の就業状況の日安です。就業日数の増減、契約の解除等があり得ることを御了承下さい。

	就業先等	場所	内容	性別	就業時間(1日)	就業日数(1か月あたり)	担当	
継続請負	1	羊山公園管理業務	羊山公園	草刈作業、除草作業、植木剪定、清掃、土木作業、芝桜準備等	男	8:30~16:30	10日程度	引間(本部)
	2	聖地公園管理業務	聖地公園	草刈作業、除草作業、植木剪定、清掃、土木作業、行燈祭準備等	男	8:30~17:00	10日程度	引間(本部)
	3	市役所・伝承館(建物内)清掃業務	熊本	庁舎館内(建物内)の清掃業務。 ※就業者用の駐車場はありません。 現状では、福祉女性会館に停めることができます。 ※急募につき適任者が見につき次第締め切ります。	女	7:30~15:00 ローテーション就業	10日程度	嶋田(本部)
	4	駐輪場管理業務 お花畑児童公園清掃	秩父公園	自転車・バイクの駐輪整理及び台数チェック 駐輪場・お花畑児童公園等の清掃(ゴミ拾い・除草等) ※就業者用の駐車場はありません。 現状では、福祉女性会館に停めることができます。	男	6:00~8:30 8:30~9:30	10日程度	嶋田(本部)
	5	秩父図書館清掃業務	上町	館内清掃、敷地内清掃(除草、雪かき作業等含む) ごみ処理、分別作業、トイレ清掃他 ※急募につき適任者が見につき次第締め切ります。	女	9:30~15:00 ローテーション就業	10日程度	嶋田(本部)
	6	不法投棄監視・収集業務	市内	不法投棄されたごみの回収、分別、搬入作業。放置自転車等の回収、搬入作業。※安全運転できる方。 ※3月から急募につき適任者が見につき次第締め切ります。	男	8:30~17:00	10日程度	嶋田(本部)
	7	秩父消防署庁内清掃業務	下宮地	構内清掃作業(トイレ清掃含む)2人仕事です。※4月から	女	9:00~12:00 平日(水曜休み)	15日程度	嶋田(本部)
	8	下郷児童館清掃業務	阿保	館内の清掃業務(トイレ掃除あり)1日1人体制(2人で交替) ※3月から急募につき適任者が見につき次第締め切ります。	女	8:30~12:00 週2日(月・木)	4~5日程度	嶋田(本部)
	9	福祉女性会館管理業務	野坂	窓口対応、利用者の予約受付、利用料金収納事務。電話対応。施設内の清掃、除草、簡単な営繕。薪ストーブの管理。※丁寧な接客ができる方。夜祭日も就業できる方。※4月から	男	8:00~17:00 17:00~21:30 ローテーション就業	10日程度	嶋田(本部)
	10	源流郷おおたき大滝道の駅管理業務	大滝	遊湯館内・清掃、郷路館内・厨房、食器洗い、清掃	女	7:30~10:00 16:00~20:00 又は21:00	打合せによる(土・日・祝日含む)	堀/松浦(荒川)

就業案内 No.2 (継続的な仕事)

派遣	1	花の木保育所用務員派遣業務(仮称)	上町	校内清掃、敷地内清掃(除草、軽易な剪定、雪かき作業等含む) ごみ処理、分別作業 ※4月からの予定	男	8:30~15:00	10日程度	嶋田(本部)
	2	(有)カネキ柳田	阿保	倉庫からの品出し、石油の給油、レジ打ち等(別途交通費相当分支給)	男	9:00~19:00 10:00~19:00	毎週月曜日	今井(本部)

就業案内 No.3 (単発的な仕事)

	就業先等	場所	内容	性別	就業時間(1日)	就業日数 (1か月あたり)	担当
単発請負	1	植木の手入れ	市内	一般家庭、企業、公共等	男	受注状況によります。 詳細は各担当まで。	引間 (本部)
	2	個人家庭の掃除・家事援助サービス	市内	個人家庭等の掃除、簡単な介助、食事作りなどの生活支援 (継続的な案件もあります)	女	受注状況によります。 詳細は各担当まで。	坂本 (本部)
	3	シルバーガイド	市内	主に札所案内や、市内街なか観光ガイドをしています。毎月第3金曜日9時30分より福祉女性会館会議室で勉強会を行っています。参加は自由です。ガイドの仕事をしてみたい方や、秩父の観光・歴史・文化を学びたい方など、皆様のご参加お待ちしております。※すぐに仕事があるわけではありません、まずは勉強会の参加からお願いします。			今井 (本部)

<注意事項>

シルバー人材センターが会員に紹介する仕事は、臨時的かつ短期的(おおむね月10日程度以内)な就業又は軽易(1週間当たりの就業時間がおおむね週20時間を超えない)な業務となります。

シルバーと会員との就業に関する契約期間は、3カ月以内(派遣と同様)となります。派遣の場合は更新を重ね、最長5年までとなります。

請負の場合は5年ルールをなくしましたので、更新を重ね5年以上の就業も可能な場合があります。

例) 秩父市とシルバーとの契約が1年の場合

特に問題ない場合は、1年以内(シルバーと発注者との契約期間が1年のため)の範囲で、

シルバーと会員の就業に関する契約は自動更新(3カ月を繰り返す)となります。

※研修期間は配分金は出ません。

※募集人数に対し希望者多数の場合には選考になります。選考結果は合否とも応募された方に連絡いたします。

※募集期間は**おおよそ1週間**ですが、お客様の都合等で「急募」や「再掲載」の案件は適任者が見つかれば次第、締切りさせていただきます。ご了承ください。

また、請負業務の配分金には消費税が含まれています。派遣業務の賃金には含まれていません。

(派遣は「配分金」でなく「賃金」になります)

※草刈機を取り扱う仕事については刈払機安全衛生教育を修了していることが条件となります。

修了していない方は自費で受けていただく必要があります。

★今後、共働・共助の理念からワークシェアリング(就業先に於いて、就業会員の増員等)

を行っていく場合もありますので、就業日数や時間数に保証がないということも、ご理解いただきますようお願い致します。